

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 登録講習機関（第五十八条―第六十九条）</p> <p>第八章 雑則（第七十条・第七十一条）</p> <p>附則</p> <p>第七章 登録講習機関</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第五十八条 法第八十五条の二第二項の申請書は、別表第十五号様式によ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p>

るものとする。

2| 法第八十五条の二第三項の講習事務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）

二 講習事務の実施の方法

三 講習事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

3| 法第八十五条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、過去

二年間の経歴を記載した別表第十六号様式の書類）

二 登録の申請に関する意思の決定を証する書類

三 法第八十五条の二第二項各号に該当しないことを示す別表第十七号様式の書類

四 講習の講師が法別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを示す書類

五 その他参考となる事項を記載した書類

（登録の実施）

第五十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請が法第八十五条の三の基準に適合するときは、法第八十五条の二第一項の登録を行い、遅滞なく、その旨、登録の年月日及び

登録番号を申請者に通知しなければならない。

(登録講習機関の登録の更新)

第六十条 登録講習機関の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前二
月以上六月を超えない期間において行わなければならない。

2| 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合にお
いて、第五十八条第一項中「法第八十五条の二第二項」とあるのは「法
第八十五条の四第二項において準用する法第八十五条の二第二項」と、
前条中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは「登録の更新の年月日」
と読み替えるものとする。

(登録講習機関の氏名又は名称等の変更の届出)

第六十一条 登録講習機関は、法第八十五条の六第二項の届出をしようと
するときは、別表第十八号様式の届出書を総務大臣に提出しなければな
らない。

2| 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該登録を変更するもの
とする。

(講習事務の実施基準)

第六十二条 法第八十五条の七の総務省令で定める基準は、次に掲げると
おりとする。

- 一 講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 講習は講義及び修了審査により行い、講習の科目ごとの講義内容は

総務大臣が定める内容とし、講義時間は総務大臣が定める時間とする
こと。

三 講習の科目に応じ総務大臣が定める事項を含む適切な内容の教材
を用いること。

四 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び
当該講習が登録講習機関として行う講習である旨をあらかじめ公示
すること。

五 講習に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。

六 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、適切に応答するこ
と。

七 修了考査は、講義の終了後に行い、受講者が講義の内容を十分に理
解しているかどうか的確に把握できるものであること。

八 講習を修了した者（以下この章において「修了者」という。）に対
し、別表第十九号様式により、修了証を交付すること。

九 講習の実施結果を総務大臣に報告すること。

十 講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が講習事務で
あると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

2| 登録講習機関は、講習を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を
記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 講習の実施年月日、実施時間及び実施場所

二 受講申込者数、受講者数及び修了者数（次回の受講の期限の別及び
選任している電気通信事業者の別に記載すること。）

3| 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した修了者一覧表

イ 修了者ごとの修了者の氏名及び生年月日

ロ 電気通信主任技術者資格者証の種類、番号及び交付の年月日

ハ 修了者を選任している電気通信事業者の名称（電気通信主任技術者に選任されている場合に限る。）

ニ 修了者ごとの修了考査の結果及び次回の受講の期限

ホ 修了者ごとの修了証の番号及び交付の年月日

二 講習に用いた教材並びに修了考査に用いた問題及び解答

（講習事務規程の届出）

第六十三条 登録講習機関は、法第八十五条の八第一項前段の届出をしようとするときは、別表第二十号様式の届出書に講習事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2| 登録講習機関は、法第八十五条の八第一項後段の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した別表第二十一号様式の届出書に変更後の講習事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（講習事務規程の記載事項）

第六十四条 法第八十五条の八第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項

- 三 講習の毎事業年度の実施計画の作成に関する事項
 - 四 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
 - 五 講習の受講の申請に関する事項
 - 六 講習の内容及び時間に関する事項
 - 七 講習に用いる教材に関する事項
 - 八 修了考査の方法に関する事項
 - 九 修了証の交付に関する事項
 - 十 講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 十一 講習事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - 十二 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る閲覧の請求の受付に関する事項
 - 十三 講習事務に関する公正の確保に関する事項
 - 十四 不正受講者の処分及び当該処分に係る総務大臣への報告に関する事項
 - 十五 その他講習事務の実施に関し必要な事項
- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
- 第六十五条 法第八十五条の九第二項第三号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 2| 法第八十五条の九第二項第四号に規定する総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録講習機関が定めるものとする。
 - 一| 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機

とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第六十六条 法第八十五条の十の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講習の実施年月日、実施時間及び実施場所
- 二 受講申込者数、受講者数及び修了者数(次回の受講の期限の別及び選任している電気通信事業者の別に記載すること。)
- 三 講習を行った講師の氏名並びに当該講習において担当した講習科目及びその時間
- 四 修了者に関する次に掲げる事項
 - イ 氏名及び生年月日
 - ロ 電気通信主任技術者資格者証の種類、番号及び交付の年月日
 - ハ 修了者を選任している電気通信事業者の名称(電気通信主任技術者に選任されている場合に限る。)
 - ニ 修了考査の結果及び次回の受講の期限
 - ホ 修了証の番号及び交付の年月日

2| 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3| 登録講習機関は、法第八十五条の十に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

4| 登録講習機関は、講習に用いた教材並びに修了考査に用いた問題用紙及び答案用紙を講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

（講習事務の休廃止の届出）

第六十七条 登録講習機関は、法第八十五条の十二第一項の届出をしようとするときは、別表第二十二号様式の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（講習事務の引継ぎ）

第六十八条 登録講習機関は、法第八十五条の十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 講習事務を総務大臣に引き継ぐこと。
- 二 講習事務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他総務大臣が必要と認める事項

(公示)

第六十九條 法第八十五條の六第一項及び第三項、法第八十五條の十二第三項、法第八十五條の十三第三項並びに法八十五條の十五第二項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

第八章 雜則

(書類の提出)

第七十條 この規則の規定により総務大臣に提出する書類(第四章、第六章及び第七章の規定によるものを除く。)は、所轄総合通信局長(沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を經由して提出することができるものとする。ただし、第四条、第二十条、第二十二条、第二十四条第一項、第二十八条、第二十八条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第三項及び第四項並びに第三十五条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を經由して提出するものとする。

2 (略)

(電磁的方法による書類の提出)

第七十一條 (略)

第七章 雜則

(書類の提出)

第五十八條 この規則の規定により総務大臣に提出する書類(第四章及び第六章の規定によるものを除く。)は、所轄総合通信局長(沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を經由して提出することができるものとする。ただし、第四条、第二十条、第二十二条、第二十四条第一項、第二十八条、第二十八条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第三項及び第四項並びに第三十五条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を經由して提出するものとする。

2 (略)

(電磁的方法による書類の提出)

第五十九條 (略)